

---

# 小松島市教育振興計画

---

## 第3期

令和4年度～令和8年度

令和4年2月

小松島市教育委員会



## 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の性格.....	1
3. 計画の構成.....	1
4. 計画の期間.....	2
5. 計画の背景.....	2
<b>第2章 本市の現状と課題</b> .....	4
1. 本市を取り巻く社会環境・教育環境.....	4
2. これまでの取組状況と課題.....	10
<b>第3章 本市のめざす教育</b> .....	18
1. 基本理念.....	18
2. 基本目標.....	19
3. 施策体系.....	20
<b>第4章 基本施策</b> .....	21
基本目標1 未来を担う人を育てる.....	21
基本目標2 未来につながる学びをつくる.....	37
基本目標3 未来を創造する社会をつくる.....	46
<b>第5章 推進体制</b> .....	54
1. 全市による施策の推進.....	54
2. 評価の実施・計画の見直し.....	54
3. 学校・家庭・地域の協力と連携.....	54
<b>資料編</b> .....	55
1. 小松島市教育振興計画策定審議会設置要綱.....	55
2. 小松島市教育振興計画 策定経過.....	56
3. 小松島市（第3期）教育振興計画策定審議会 委員名簿.....	57

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

小松島市（以下「本市」という。）では、平成29年2月に「市民一人ひとりが輝く教育の振興と創造」を教育理念と定めた「小松島市教育振興計画 第2期」（以下「第2期計画」という。）を策定し、「郷土に誇りを持ち、一人ひとりの人権を尊重する、創造性豊かで輝く人づくり」の基本目標のもと、本市教育の向上に取り組んできました。

この間、技術革新による急速なICT化の進展やグローバル化、少子高齢化による人口構造の変化等、教育を取り巻く環境は大きく変わってきており、教育のあり方についても時代に応じた変革が求められています。

平成30年6月には、国の教育施策のあり方を示す「第3期教育振興基本計画」が閣議決定されました。この計画の中では、「我が国は人生100年時代を迎えようとしており、また、超スマート社会（Society5.0）の実現に向けて人工知能（AI）やビッグデータの活用等の技術革新が急速に進んでいる」とされており、「生涯にわたる一人ひとりの可能性とチャンスの最大化」を教育政策の中心課題に据えています。

こうした社会情勢の変化と令和3年7月に策定された小松島市教育大綱の趣旨を踏まえ、「小松島市教育振興計画 第3期」（以下「本計画」という。）を策定します。本計画は教育の推進をとおして市民一人ひとりが郷土を愛し、共により良い小松島を創っていきながら、人間性豊かに暮らせるまちづくりを実現していくため、今後5年間でめざすべき方向や取り組むべき施策について定めたものです。

## 2. 計画の性格

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき市町村が策定する「市町村教育振興基本計画」にあたります。計画策定にあたっては「小松島市第6次総合計画」をはじめ、国の「教育振興基本計画」、本県の「徳島県教育振興計画」、教育関連の法令や本市の施策・事業との整合を図っています。

本計画によって、保護者や住民、地域団体、関係団体等に本市の教育目標や具体的な取組を示すことにより、教育活動への理解と協力、積極的な参画を期待するものです。

## 3. 計画の構成

- 教育大綱 : 市の教育行政の考え方として、「基本理念」「基本目標」を明らかにした上で、その実現に向けた「基本方針」を示しています。
- 教育振興計画 : 教育大綱で定めた基本方針に基づき、各施策の「現状と課題」「方向性」「主な事業」を示しています。

#### 4. 計画の期間

計画の期間は、令和4～8年度の5年間とします。

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
小松島市教育大綱	第1期		第2期（5年間）					
小松島市 第6次総合計画	前期		後期（5年間）					
小松島市 教育振興計画	第2期		第3期（5年間）					
[国] 教育振興基本計画	第3期 (5年間)		次期計画					
[徳島県] 教育振興計画	第3期 (5年間)		次期計画					

#### 5. 計画の背景

##### (1) 国の動向

平成18年に改正された教育基本法の理念を踏まえて、平成25年に第2期教育振興基本計画を策定しました。「自立・協働・創造」をキーワードとした生涯学習社会の実現に向け、教育再生を図り、責任をもって教育成果の保証を図るために、①社会を生き抜く力の養成②未来への飛躍を実現する人材の養成③学びのセーフティネットの構築④絆づくりと活力あるコミュニティの形成という4つの基本的方向性を打ち出し教育政策を推進しました。

平成30年に策定された第3期の教育振興基本計画においては、一人ひとりが豊かで安心して暮らせる社会の実現や、社会の持続的な成長・発展に向け、第2期教育振興基本計画の「自立」「協働」「創造」の理念を引き継ぎつつ、人生100年時代における生涯を通じた学びの機会の保障等、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の基本的な方針を示しています。

##### 第3期教育振興基本計画 【今後の教育政策に関する基本的な方針】

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
5. 教育政策推進のための基盤を整備する

なお、5つの基本的な方針ごとに、①教育政策の目標②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標③目標を実現するために必要となる施策群を整理することで実効性をもたせています。

## (2) 徳島県の教育政策

徳島県教育委員会では、「徳島県教育振興計画（第3期）」を平成30年3月に策定しました。「徳島ならではの」教育により、大きな夢や高い目標をもって、困難にぶつかっても挑戦し続け、未来を切り拓いていく、「人財」の育成をめざして、各種教育施策の推進に総合的かつ計画的に取り組んでいます。

また、県の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めた「徳島教育大綱」を令和元年8月に策定しました。

### 徳島教育大綱 【5つの重点項目】

- I. 未知への挑戦！未来を創る教育の推進
- II. 夢と志を実現！確かな学びを育む教育の推進
- III. 一人ひとりが輝く！多様性を育む教育の推進
- IV. 誰もがいきいき！生涯を通じ、安心して学ぶ教育の推進
- V. 世界へ飛躍！「徳島ならではの」の文化・スポーツレガシーを創出する教育の推進

### 徳島県教育振興計画（第3期）

#### 基本方針：とくしまの未来を切り拓く、夢あふれる「人財」の育成

##### 重点項目Ⅰ. 地方創生から日本創成へ！「徳島ならではの」教育の推進

- <推進項目①>個性、可能性を最大限に伸ばす教育の推進
- <推進項目②>人口減少社会に挑戦する「徳島モデル」の学校づくり
- <推進項目③>災害を迎え撃つ防災教育の推進

##### 重点項目Ⅱ. 一人ひとりが輝く！徳島の未来を育む教育の推進

- <推進項目①>確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成
- <推進項目②>学校・家庭・地域が協働で取り組む教育の推進
- <推進項目③>時代の潮流を見据えた学びの推進

##### 重点項目Ⅲ. グローバル社会で活躍！徳島から世界への扉をひらく教育の推進

- <推進項目①>徳島を愛する心の育成と「とくしま回帰」の促進
- <推進項目②>世界に羽ばたくグローバル人財の育成
- <推進項目③>国際舞台で躍動するアスリート、アーティストの育成

## 第2章 本市の現状と課題

### 1. 本市を取り巻く社会環境・教育環境

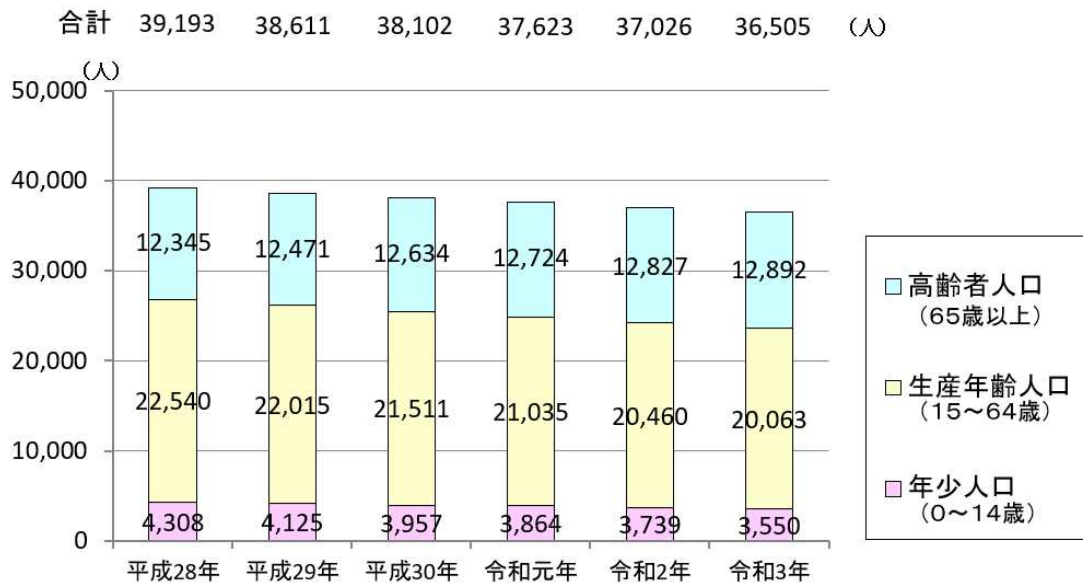
#### (1) 人口

##### ①総人口及び年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、令和3年9月末現在では 36,505 人となっており、平成28年の 39,193 人と比較してみますと、5年間で 2,688 人減少しています。

年齢3区分別人口についてみますと、令和3年では0～14歳人口が 3,550 人（9.7%）、15～64歳人口が 20,063 人（55.0%）、65 歳以上人口が 12,892 人（35.3%）であり、平成28年から比較してみますと、総人口が減少しているにもかかわらず、高齢者人口は年々上昇しています。高齢者の割合は5年間で3.8%上昇しており、急速に少子高齢化が進んでいることが分かります。

住民基本台帳データによる年齢3区分別人口の推移グラフ

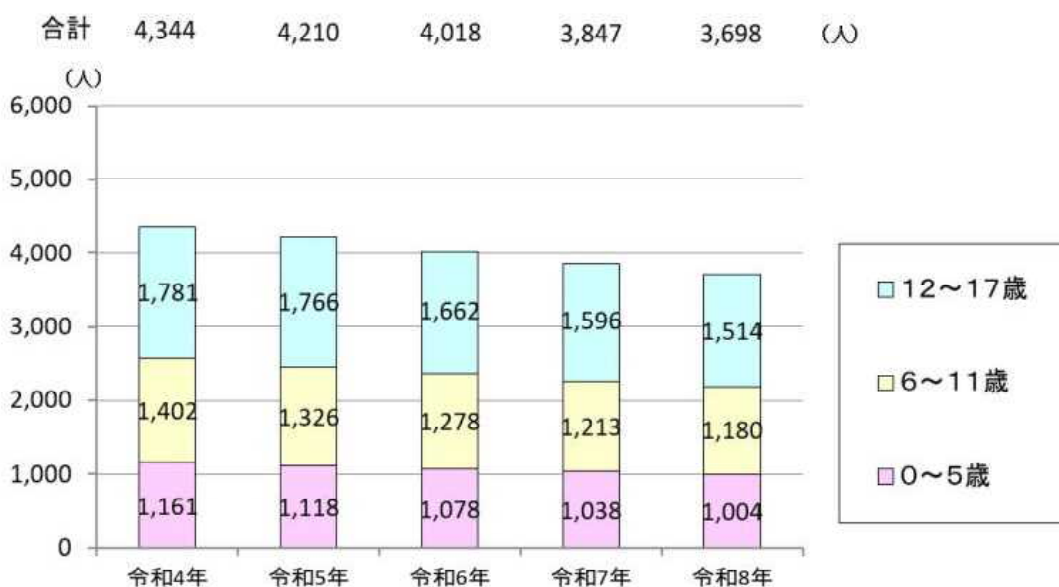


各年9月末現在

## ②今後の乳幼児・児童生徒の人口の推計

小学校までの子ども（0～11歳）の人口推計では、令和4年では2,563人ですが、令和8年には2,184人と推定され、減少傾向となっています。また、0～17歳までの人口推計についても令和4年の4,344人が令和8年には3,698人と646人減少し、4年間で14.9%の減少が予測されています。

今後の乳幼児・児童生徒の人口推計グラフ



コーホート要因率法※による推計

### ※コーホート要因率法

コーホート要因率法とは、各コーホート（年齢階層別男女別人口）について、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法。



(2) 就学前教育・保育

本市の就学前教育・保育施設は、令和3年4月現在、幼稚園2施設（すべて公立）、認定こども園4施設（公立1、私立3）、保育所（園）7施設（公立5、私立2）があります。5年前の平成28年と比べると幼稚園は8施設減り、保育所は1施設減っていますが、認定こども園は1施設増えています。

通っている乳幼児の数は5年間で998人が920人になるなど、減少傾向で推移しています。

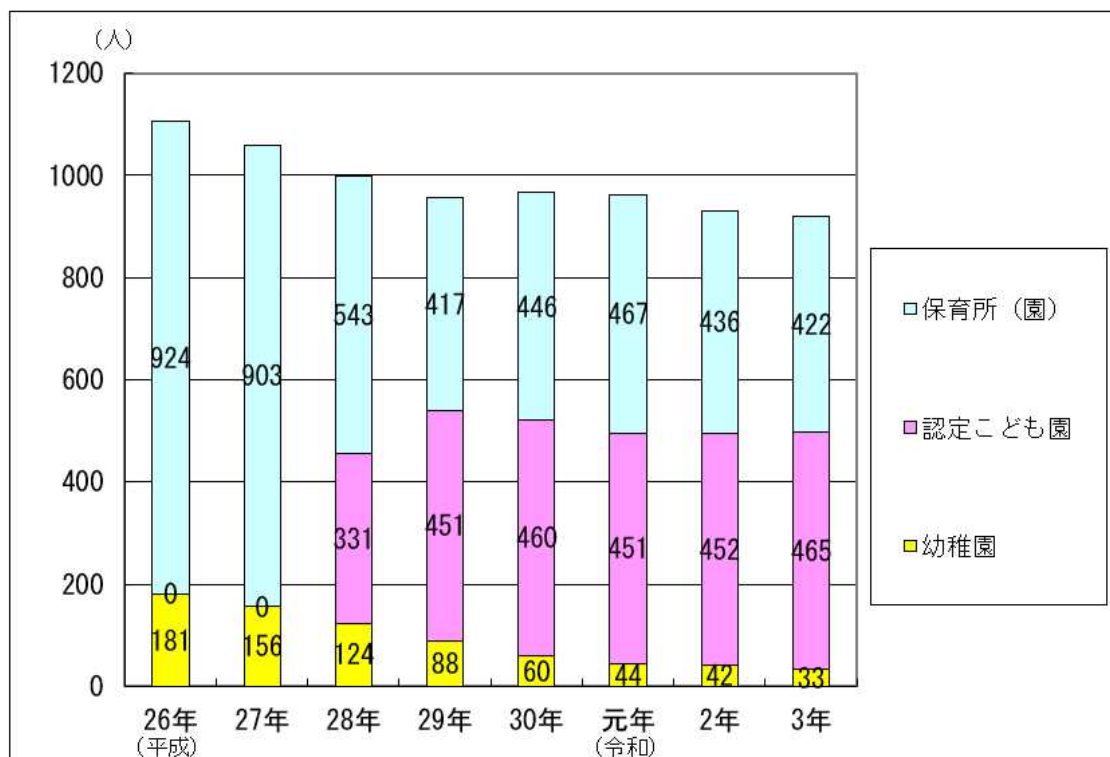
<市内の就学前教育・保育施設の乳幼児数の推移>

(人)

施設別	年	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
公立幼稚園		181	156	124	88	60	44	42	33
認定こども園		-	-	331	451	460	451	452	465
保育所（園）		924	903	543	417	446	467	436	422
合計		1105	1059	998	956	966	962	930	920

※各年5月1日現在

<市内の幼稚園・認定こども園・保育所（園）の乳幼児数の推移グラフ>



※各年5月1日現在

### (3) 学校教育

市立小学校・中学校は、平成28年より小学校11校、中学校2校となりました。各校とも地域の特性を生かしながら、特色ある学校教育に取り組んでいます。

一方、児童数・生徒数については、平成23年から令和3年までの10年間で794人（約25%）の減少となるなど、減少傾向にあります。

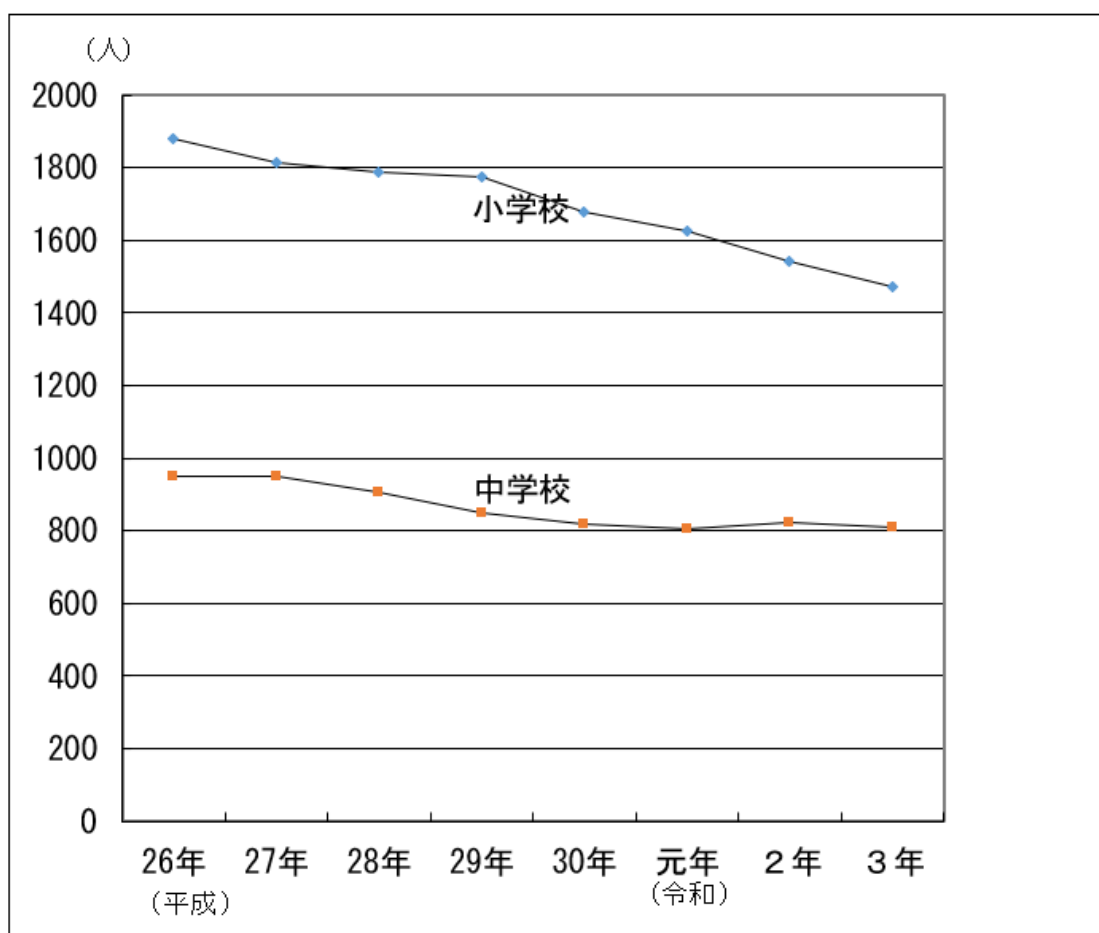
#### <市立小学校・中学校の児童生徒数の推移>

(人)

校種別	年	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
小学校		1,878	1,812	1,786	1,776	1,679	1,623	1,541	1,473
中学校		949	950	906	849	817	804	821	808
合計		2,827	2,762	2,692	2,625	2,496	2,427	2,362	2,281

※各年5月1日現在

#### <市立小学校・中学校の児童生徒数の推移グラフ>



※各年5月1日現在

(4) 生涯学習

市内には、生涯学習の拠点となる公民館（11箇所）、図書館、体育館(3箇所)、武道館などを設置しています。それぞれの施設の年間延べ利用者数はやや減少傾向が見られます。

また、市内には、国指定史跡をはじめ、県指定、市指定の文化財が数多くあり、そのほかにも縄文時代晩期の遺跡が確認されるなど、歴史・文化の薫るまちであるといえます。

生涯学習社会を推進し、歴史と伝統から生まれた貴重な伝統文化等を保護することは、将来の文化の発展や特色ある地域の形成にとって極めて重要です。

<主な生涯学習関連施設の年間延べ利用者数> (人)

種別	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
図書館		19,723	20,094	21,364	21,994
体育館・運動施設		113,383	115,645	110,646	107,513
文化施設		22,441	23,322	22,282	20,524

<小松島市文化財一覧表>

	種別	名称	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
1	国重要文化財 絵画	絹本著色釈迦三尊像	立江町	立江寺	M43.8.29
2	国史跡	阿波遍路道 恩山寺道・立江寺道	田野町	小松島市ほか6名	H28.10.3
3	国登録有形文化財 建造物	地藏寺寶珠院主屋	松島町	地藏寺	H28.11.29
4	国登録有形文化財 建造物	地藏寺寶珠院西塀	松島町	地藏寺	H28.11.29
5	国登録有形文化財 建造物	地藏寺寶珠院中門及び塀	松島町	地藏寺	H28.11.29
6	国登録有形文化財 建造物	地藏寺寶珠院表門及び塀	松島町	地藏寺	H28.11.29
7	国登録有形文化財 建造物	地藏寺寶珠院便所	松島町	地藏寺	H28.11.29
8	国登録有形文化財 建造物	地藏寺寶珠院蔵	松島町	地藏寺	H28.11.29

	種 別	名 称	所在地	所有者又は 管理者	指定 年月日
9	国 登録有形文化財 建造物	地蔵寺寶珠院離れ	松島町	地蔵寺	H28.11.29
10	国 登録有形文化財 建造物	地蔵寺寶珠院釜屋	松島町	地蔵寺	H28.11.29
11	国 登録記念物 遺跡関係	南海地震徳島県地震津波 碑(豊浦神社石碑)	赤石町	豊浦神社	H29.10.13
12	国 登録有形文化財 建造物	大正館店舗兼主屋	小松島町	個人蔵	H29.10.27
13	国 有形文化財 考古資料	金剛寺跡板碑	小松島町	市教育委員会	R2.9.29
14	県 有形文化財 建造物	地蔵寺玄閣及び書院	松島町	地蔵寺	S27.6.25
15	県 有形文化財 絵画	狩野元信筆雲龍	金磯町	個人蔵	S28.1.13
16	県 天然記念物 植物	金磯のアコウ	金磯町	市教育委員会	S28.1.13
17	県 史 跡	弁慶の岩屋	芝生町	市教育委員会	S28.7.21
18	県 天然記念物 植物	恩山寺ビランジュ	田野町	市教育委員会	S29.1.29
19	県 天然記念物 植物	櫛淵のフウ	櫛淵町	市教育委員会	S29.1.29
20	県 有形文化財 彫刻	木造阿弥陀如来立像	中田町	成願寺	S29.1.29
21	県 有形文化財 書跡	法華経	中田町	桂林寺	S29.1.29
22	県 有形文化財 彫刻	木造薬師如来坐像	大林町	現福寺	S35.4.5
23	県 有形文化財 絵画	絹本着色桃花孔雀雄・西 王母・牡丹孔雀雌図	松島町	個人蔵	S41.3.8
24	県 無形民俗文化財	田野の天王社稚児三番叟	田野町	天王社稚児三 番叟保存会	S53.9.8
25	県 無形民俗文化財	田浦のたたら踏み	田浦町	田浦町たたら 踏み保存会	S56.5.6
26	県 有形文化財 絵画	両界曼荼羅図	田野町	個人蔵	S61.9.5
27	県 有形文化財 絵画	胎蔵界曼荼羅図	松島町	地蔵寺	S61.9.5
28	市 無形民俗文化財	立江八幡神社祇園ばやし	立江町	立江八幡神社 祇園ばやし保 存会	S49.5.27
29	市 有形文化財 彫刻	木造薬師如来坐像	日開野町	藤樹寺	S50.7.3
30	市 有形文化財 彫刻	木造豊太閤像	中郷町	豊国神社	S50.12.23
31	市 有形文化財 彫刻	白色尉・黒色尉・尉面・ 鬼神面	田野町	天王社	S54.4.12
32	市 有形文化財 絵画	金泥蟠龍図	中田町	成願寺	S59.12.1
33	市 有形文化財 彫刻	釈迦庵の仏足石	田野町	個人蔵	S62.6.1
34	市 天然記念物 植物	坂野八幡神社の社叢	坂野町	八幡神社	S62.6.1
35	市 無形民俗文化財	立火(たてび)吹筒花火	立江町	立江八幡宮煙 火保存会	H25.7.1
36	市 有形文化財 考古資料	金銅装甲胄片	小松島町	市教育委員会	H28.5.20

## 2. これまでの取組状況と課題

平成29年（2017年）3月に策定した「第2期計画」は、4つの重点目標と16の教育施策で構成しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、毎年、その取組状況等について点検及び評価を実施し、事業の見直し等につなげてきました。

こうした教育委員会の点検・評価や市の行政評価、社会状況の変化等も踏まえた各重点目標のこれまでの取組状況と課題は、以下のとおりです。

### (1) 教育振興計画 第2期の重点目標 1

#### **家庭教育の充実と地域との連携・協働**

家庭教育の充実については、保育所（園）・認定こども園・幼稚園・学校・地域・行政が一体となって支援をしながら基本方針に沿った事業を展開してきました。

##### 家庭の教育力向上への支援

取組状況
<ul style="list-style-type: none"><li>● 各校(園・所)において図書の貸し出しや、ブックリストの作成、家庭における絵本の読み聞かせ等を行い、読書活動の推進を図っている。</li><li>● 各校(園・所)において基本的な生活習慣を育成するために早寝・早起き・朝ごはん運動や、あいさつ運動などを実施することで健康な生活リズムの定着を図っている。</li></ul>
課題
<ul style="list-style-type: none"><li>● 家族形態の変化や地域社会とのつながりの減少、地域社会の教育力の低下など子育て環境の大きな変化に対応しながら家庭・学校・地域・行政が一体となって家庭教育・子育てを支援していく必要がある。</li><li>● 市民を対象とした教育に関する講演会や人権教育研修の開催、家庭教育のパンフレットの作成・配布等、学校・行政からの積極的な各家庭への働きかけを粘り強く継続していくことが求められる。</li></ul>

##### 家庭・学校等・地域の協力体制

取組状況
<ul style="list-style-type: none"><li>● PTAや公民館と連携した各種行事、自然体験や社会体験、地元企業の協力による職場体験、地域住民・高齢者との交流活動などをおして、地域ぐるみで子どもの健全な育成に取り組んでいる。</li><li>● 認定こども園では地域子育て支援拠点事業を実施し、子どもの遊び場の提供や保護者相互の交流及び子育て相談等の役割を行っている。</li><li>● 幼稚園等では未就園児への園開放や保護者会活動を実施し、子どもだけでなく、保護者も共に参加し、横のつながりがもてるような場づくりに努めている。</li></ul>
課題
<ul style="list-style-type: none"><li>● 家庭・学校等・地域の連携を活性化させるための仕組み（コミュニティ・スクールなど）づくりと実行に移す人材の確保が求められる。</li></ul>

## (2) 教育振興計画 第2期の重点目標 2

### 就学前教育の充実

就学前教育の充実については、各幼稚園・保育所（園）・認定こども園がそれぞれの特徴を生かした取組の推進を図り、関係機関や地域との連携を進めるなど、質の高い教育・保育の提供をめざして事業を展開してきました。

#### 幼稚園・保育所（園）・認定こども園における教育の充実

取組状況
<ul style="list-style-type: none"><li>● 就学前教育全体としての質の向上・確保をめざして、本市の実情に合う全体的な計画※を策定し、実施している。</li><li>● 子どもを取り巻く状況の変化に対応した教育・保育が提供できるよう、保育内容や子どもへの理解、保護者支援などの研修を計画的に行い、園・所職員全体の指導力や資質向上に努めている。</li></ul>
課 題
<ul style="list-style-type: none"><li>● 就学前教育・保育の質の向上をめざすには、幼稚園教諭・保育士等の経験年数や就学前教育をめぐる課題等に応じた計画的な研修と、教育・保育改善のための話し合いの機会の充実が必要である。</li><li>● 特別な支援を必要とする子ども及び家庭について、教育的ニーズの把握や情報共有をより一層進め、きめ細かい支援ができる体制づくりをする必要がある。</li></ul>

※全体的な計画：「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に従って編成された計画。

#### 各園・所及び関係機関の連携・協働

取組状況
<ul style="list-style-type: none"><li>● 各園・所が、近隣の学校や地域の行事に参加したり、それぞれの施設で一緒に遊んだりするなど、子どもたちの交流活動を行っている。</li><li>● ひのみね総合療育センター、児童発達支援センターめだか、本市教育支援委員会等の関係機関との連携を図りながら、支援が必要な子どもの情報の継続的な把握に努めている。</li></ul>
課 題
<ul style="list-style-type: none"><li>● 幼稚園教育要領・保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領においても幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の重要性が示されている。各園・所から小学校へと教育が円滑に接続されるよう、さらなる関係機関の連携強化が必要となる。</li><li>● 情報共有や共通理解などの連携をするための体制づくりをより一層進めることが求められている。</li></ul>

### (3) 教育振興計画 第2期の重点目標 3

#### 「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進

学校教育全体をととして「知・徳・体」のバランスの取れた発達を促し、一人ひとりがこれからの社会で生き抜く力を身につけること、家庭と地域の参画を得ながら、学校等を中心に地域全体でより良い教育環境を形成することをめざして取組を進めてきました。

#### 総意を結集した学校運営

取組状況
<ul style="list-style-type: none"><li>● 学習指導要領等のねらいに沿った教育課程を、各園・校の実情に応じて編成し、全教育活動で「生きる力」を育成する取組を進めている。</li><li>● 各園・校では、園児・児童生徒の学習状況、保護者・地域住民等の意見、学校独自で取り組んでいる教育活動などを考慮した上で、教育目標を決定し、その達成に向けて、創意工夫を凝らした教育活動を展開している。</li></ul>
課 題
<ul style="list-style-type: none"><li>● 学習指導要領で求められている「主体的・対話的で深い学び」の実現のためには、より一層の授業改善とカリキュラム・マネジメントの確立が重要である。</li><li>● 教育目標達成に向けては、管理職のリーダーシップによる、適正な管理・運営・指導体制のもと、チーム学校としての合理的・能率的な運営が求められる。</li></ul>

#### 確かな学力の育成

取組状況
<ul style="list-style-type: none"><li>● 児童生徒の日々の学習状況や、全国学力・学習状況調査、徳島県学力ステップアップテストの結果分析などから、各校での課題を明らかにし、学力向上に向けた具体的な方策を示す「学力向上実行プラン」を作成し、それに基づいて全教職員が組織的・協働的に取り組んでいる。</li><li>● すべての学習活動の中で、言語を正しく理解し、分かりやすく情報を整理し、的確な言語で表すなど、言語活動の充実に向けた取組を行っている。また、市内の各種研究会においても、確かな学力の育成を図るための研究や実践が重ねられている。</li></ul>
課 題
<ul style="list-style-type: none"><li>● 知識理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、授業改善に向けた取組を活性化していくことが重要である。児童生徒が各教科等の基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得しながら、既存の知識・技能と関連づけて身につけられるよう、指導方法を工夫する必要がある。</li><li>● 教師が連携し、複数教科等の連携を図りながら授業をつくるなど、カリキュラム・マネジメントを確立し、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図る必要がある。</li></ul>

## 豊かな人間性の基礎となる心の育成

取組状況
<ul style="list-style-type: none"><li>● 道徳教育を基盤とし、一人ひとりに豊かな人間性を育むため、すべての教育活動において心の教育の充実を図っている。</li><li>● 学級活動・児童会活動・生徒会活動では、自主的・自治的な活動により、集団の一員としてきまりやマナーを守り、望ましい人間関係を築き、学校生活の諸問題を解決しようとする態度を育てている。</li><li>● いじめの未然防止、早期発見・早期対応のため、校内外の体制を構築し、連携を強化して、効果的な児童生徒への指導・支援を行っている。</li></ul>
課 題
<ul style="list-style-type: none"><li>● 道徳の時間と他の教育活動や日常生活が結びついた道徳教育を行い、一人ひとりの道徳的諸価値の理解を基に、道徳的実践力が高まるような指導が求められる。</li><li>● 近年、子どもたちを取り巻く社会や家庭環境は複雑化、多様化していることから学校から地域や保護者、関係諸機関への情報発信はもとより、緻密な連携体制づくりが重要である。</li></ul>

## 健やかな体の育成

取組状況
<ul style="list-style-type: none"><li>● 各校で「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を分析し、児童生徒の実態や学校の実情に応じた体力・運動能力、運動習慣の向上を図るプランを立て、継続的な取組を行っている。</li><li>● 「学校だより」「保健だより」「給食だより」により学校での食に関する指導状況を保護者に知らせるとともに、栄養バランスの取れた食事についての啓発を行うなど、各家庭での食育を推進している。</li></ul>
課 題
<ul style="list-style-type: none"><li>● 各園・校で、様々な運動が有する特性や楽しさを味わい、運動に親しむことができるような指導方法の工夫が求められる。また、保護者・地域との連携を図りながら健康管理など健康教育を推進することで子どもたちの体力・運動能力の向上を図っていくことが重要である。</li><li>● 生涯にわたって健やかに生き抜く力を育成するため、学校給食を通じて地域・家庭が連携し、食育の充実を図っていく必要がある。</li></ul>



## 特別なニーズに対応した教育の推進

取組状況
<ul style="list-style-type: none"><li>● 校種を越え継続して使用する「連携ファイルー絆ー」を作成し、教育・保健・医療・福祉・労働等の関係機関による継続的な支援や相談活動を行っている。</li><li>● 小松島市教育支援委員会を設置し、園児・児童生徒の実態に応じた適切な就学を指導している。</li></ul>
課 題
<ul style="list-style-type: none"><li>● 特別な支援を必要とする子どもが増加傾向にあり、それに伴い専門的知識・技能を有する人材の確保や物的環境のさらなる整備が必要である。これからますます多様化していくことが予想される子どもや保護者のニーズに対応できる支援体制の充実が求められる。</li><li>● 日本語指導が必要であるなど、外国にルーツのある子どもには、日本での生活への適応や日本語の能力向上への支援を行う必要がある。</li></ul>

## 安全・安心教育の徹底

取組状況
<ul style="list-style-type: none"><li>● 各校の学校防災管理マニュアルの点検・見直しを行うとともに、警察署・消防署などの関係機関の協力を得て、避難訓練、防犯訓練、救急救命訓練などを適宜実施し、緊急事態に備えている。</li><li>● 通学路の合同点検等を実施し、必要な対策等を行うことで通学路の安全確保の取組を進めている。</li></ul>
課 題
<ul style="list-style-type: none"><li>● 教職員の危機管理に対する理解を深める研修などを継続して行い、子どもが事故や事件の被害に遭わないよう、子どもが自らの身の安全を守れるような危険回避能力の育成を図る必要がある。</li><li>● 災害時における避難所設営や学校再開等についての研修を実施し、教職員の防災意識・危機管理能力の向上を図ることが求められる。</li></ul>

## 21世紀を生き抜く力の育成

取組状況
<ul style="list-style-type: none"><li>● 各校では、ALTによる外国語教育を通じて、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養っている。</li><li>● 情報教育に関してはタブレット端末やコンピュータの活用をとおして、子どもの学習意欲の高まりや分かる授業が展開されている。そのような取組をとおして、情報を適切に収集・判断・処理し、効果的に表現し伝える能力の育成に取り組んでいる。</li></ul>
課 題
<ul style="list-style-type: none"><li>● 外国語教育に関する授業力を向上するため、小・中9年間を見通した授業づくりが求められる。</li><li>● 情報モラルについての取組を進め、インターネット等を安全で適切に使用するための実践的な態度を育てる必要がある。</li></ul>

## 教育環境の整備・充実

取組状況
<ul style="list-style-type: none"><li>● 小・中学校普通教室等のエアコン整備、学校敷地内のブロック塀改修等、施設が安全・安心に利用できるよう適切な維持管理を行っている。</li><li>● 各校に設置されているパソコン、校内LANの整備など、GIGAスクール構想に基づいて学校のICT環境の整備を推進している。</li></ul>
課 題
<ul style="list-style-type: none"><li>● 学校施設は適切な保全と気候変動や災害への対応等の社会的ニーズに応じた機能更新が必要である。特に南海トラフ地震の発生に備えるために、校舎や体育館の壁・天井などの非構造部材の耐震強化を図っていく必要がある。</li><li>● 小学校再編については、保護者・地域との合意形成が得られるよう、条件整備に努めていく中で小学校施設のさらなる充実とより良い教育環境の整備に向けた協議が行われることが求められている。</li></ul>

#### (4) 教育振興計画 第2期の重点目標 4

##### 生涯学習文化の創造

日常生活の中で、人権教育、生涯学習、生涯スポーツ、芸術・文化にかかわる活動は、市民一人ひとりが豊かな人生を送るためのものであり、こうした市民の多分野での活動が、豊かさを実感できる社会の実現や地域の活性化につながると考え、次の施策を展開してきました。

##### スポーツの振興

取組状況
<ul style="list-style-type: none"><li>● スポーツイベントなどの開催に努めるとともに、市民の健康と体力保持・増進を図るため、総合型地域スポーツクラブ等を支援している。</li><li>● スポーツ競技の振興、市民のスポーツ活動の推進や自主的にスポーツ活動に取り組む市民の活躍の場づくりを進めている。</li></ul>
課 題
<ul style="list-style-type: none"><li>● 市民が気軽に運動を通じた健康づくりができるように、地域でスポーツを楽しむ機会や環境づくりが求められている。</li><li>● スポーツを楽しむ場である社会体育施設の維持管理について、適切な対応が必要である。</li></ul>

##### 人権教育の徹底

取組状況
<ul style="list-style-type: none"><li>● 人権尊重の視点に立ち、人権研修の企画・運営及び指導・助言を行うことで、各園・校における人権教育の推進・充実を図っている。</li><li>● 人権作品を募集し、展示をするとともに、学校での教材活用だけでなく、広く地域への啓発活動のために活用している。</li></ul>
課 題
<ul style="list-style-type: none"><li>● 多様化する人権課題について研修を行うことができる講師の発掘が必要である。</li><li>● 研修に参加する方々の興味や関心を重視し、意欲を高める効果的な研修を実施していく必要がある。</li></ul>

## 生涯学習環境の充実

取組状況
<ul style="list-style-type: none"><li>● 市民の意向の定期的な把握に努め、高齢者教室等、市民の要望も反映しながら生涯学習講座の充実を図っている。</li><li>● 読書案内の充実を図るとともに市民と図書館を結びつける事業等を実施することにより、図書館サービスの充実を図っている。</li></ul>
課題
<ul style="list-style-type: none"><li>● 子どもも含めた若い世代の市民が、地域社会で主体的にかかわり、活動できる環境づくりが求められている。</li><li>● 公民館を中心に防災体制の強化が求められている。</li></ul>

## 芸術文化の振興と文化財の継承

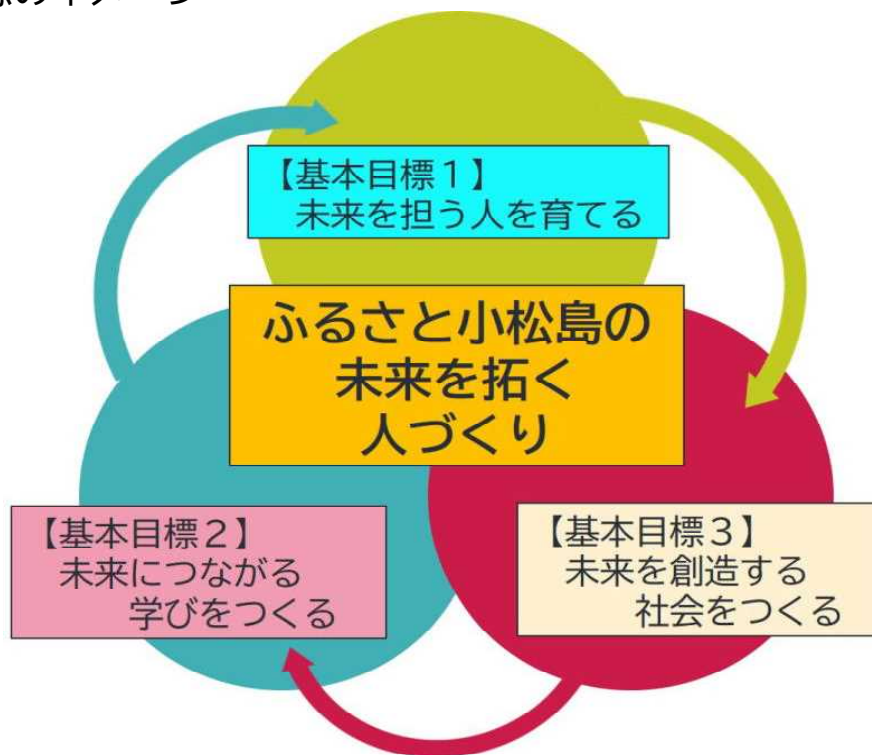
取組状況
<ul style="list-style-type: none"><li>● 中央会館や生涯学習センターでは、多くの講座や高齢者教室等を開設しており、市民の文化活動の拠点としての役割を果たしている。</li><li>● 幼少時に受けた文化的感動は、生涯にわたって影響することから、学校における文化・芸術活動の推進を図っている。</li></ul>
課題
<ul style="list-style-type: none"><li>● 幅広い世代のニーズに対応するように文化財の魅力を効果的に発信することが求められている。</li><li>● 所有者の世代交代等による文化財の散逸や地域に受け継がれてきた伝統文化等の継承が課題となっている。</li></ul>

## 第3章 本市のめざす教育

### 1. 基本理念

# ふるさと小松島の未来を拓く人づくり

### 基本理念のイメージ



- 変化の大きな時代を生き抜く力を育成します。
- 生涯学習活動の充実と郷土への誇りと郷土愛の育成を図ります。
- 本市の教育を支える基礎的環境である地域社会の活性化を図ります。

## 2. 基本目標

### 基本目標1

## 未来を担う人を育てる

今後、子どもたちは予測できない、変化の大きな時代を生きることになります。そのような中でもたくましく生き抜くため、様々なことにチャレンジしながら自ら課題を見つけ、主体的に学び、考え、判断して行動する力や人と人との支え合いをとおして他者との違いを認め合いながらつなげる力を育む教育を推進します。

### 基本目標2

## 未来につながる学びをつくる

すべての市民が文化・芸術・スポーツ等をとおして生涯学ぶことに意欲をもつとともに、学びたいことを選択することができ、豊かな心をもつことができるよう、生涯学習活動の充実を図ります。また、すべての市民が地元への愛着や誇りをもち、地域や本市の発展に寄与する心が育まれるよう取組を推進します。

### 基本目標3

## 未来を創造する社会をつくる

地域ボランティア活動など、地域社会と共に活動する機会の充実や人権教育の推進、防災、防犯など安心・安全な地域づくりを推進します。地域における市民同士のつながりの強化をとおして本市の教育を支える基礎的環境である地域社会の活性化を図り、教育理念の達成をめざします。

※ 本計画では教育大綱に基づいて各教育施策を実施していきます。

### 3. 施策体系

<基本理念>	<基本目標>	<基本方針>		<主な事業>
心るさと小松島の未来を拓く人づくり	未来を担う 人を育てる 【1】	1	新たな時代を生きる力の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就学前教育・保育の充実と小・中との連携</li> <li>●確かな学力の育成</li> <li>●ICTの活用と情報教育の推進</li> <li>●外国語教育の推進</li> <li>●環境教育の推進</li> <li>●健やかな体の育成と体力づくりの推進</li> <li>●教職員の資質向上</li> </ul>
		2	安心・安全に学べる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校再編や校舎改修による教育環境の改善</li> <li>●保護者や地域の人との連携強化</li> <li>●コミュニティ・スクールを生かした学校運営体制の充実</li> <li>●防災教育の充実</li> <li>●通学路の安全確保</li> </ul>
		3	可能性や個性を伸ばす教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別支援教育の充実</li> <li>●キャリア教育の充実</li> <li>●いじめ・不登校対策の推進</li> <li>●道徳・いのちの教育の推進</li> <li>●個に応じた指導の充実</li> <li>●中学校の部活動の活性化</li> </ul>
	未来につながる 学びをつくる 【2】	1	学び続けられる機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化・芸術活動の推進</li> <li>●図書館機能の見直しと充実</li> <li>●公民館活動の機能充実</li> <li>●生涯学習プログラムの充実</li> </ul>
		2	いきいきと運動ができる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運動・スポーツの普及と活動の強化</li> <li>●スポーツ施設の整備と充実</li> <li>●スポーツ指導者の育成と活用</li> </ul>
		3	小松島への誇りと郷土愛の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財の保護と活用</li> <li>●伝統芸能の保存と継承</li> <li>●郷土に誇りをもつ教育の推進</li> </ul>
	未来を創造する 社会をつくる 【3】	1	地域社会と共に活動する機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域における体験・交流活動の推進</li> <li>●地域と学校との連携による教育の充実</li> <li>●放課後子ども教室の充実</li> </ul>
		2	人権教育・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校等や家庭教育における人権教育の推進</li> <li>●社会教育における人権教育の推進</li> <li>●企業職域における人権教育の推進</li> <li>●市民全体で取り組む人権教育・啓発の推進</li> </ul>
		3	安心・安全な地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域での防災力向上への取組</li> <li>●犯罪・非行防止への取組</li> </ul>

## 第4章 基本施策

### 基本目標 1

# 未来を担う人を育てる

## ●【1】-1 基本方針「新たな時代を生きる力の育成」

### 現状と課題

世界の社会、経済、技術革新が大きく変化している現代においても、子どもたちの「知、徳、体」を健やかに育てることは、国や地方自治体に課せられた大きな使命のひとつです。生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期には、その特性を踏まえた質の高い教育・保育を行うことが求められています。そして、学齢期においては、生きていく上での基礎的・基本的な知識と技能、思考力、判断力、表現力、道徳的価値、健康・体力を身につけ、自らの個性を自ら磨く力をつけることが重要な役割とされています。

本市では、就学前教育・保育において、子どもの資質・能力を育むための取組が計画的に行われています。また、学校教育では、確かな学力の育成に向けて、学力向上実行プランを策定し、その実現に向けて取組を進めています。学校と家庭が連携することで基本的な生活習慣の定着に取り組み、小学校では外国語科・外国語活動が実施され、外国語指導助手（ALT）が巡回授業を行う等、学習環境の向上を図っています。

豊かな心の育成に向けて、道徳教育の推進、動物の飼育や植物の栽培といった自然体験やボランティア体験等に取り組んでおり、健康と体力の育成に向けて、児童生徒の体力の向上を図るとともに、けがや病気の予防、食育の推進等、生涯にわたって健やかに生き抜く力の育成を推進しています。

その一方で、子どもの数の減少により、子ども同士で切磋琢磨する機会が少なくなり、向上心、社会性、コミュニケーション能力を養う機会が不足しがちなこと、体力や運動能力が低いこと等が指摘されています。

こうした課題を踏まえた上で、最新の知見と地域の特性との調和を図りながら、子どもたちの「生きる力」を育む教育の充実を図っていく必要があります。



## 方向性

---

高度情報化やグローバル化の進展等、激しく変化する社会で子どもたちが力強く生き抜くためには、「生きる力」を育むことが必要です。就学前教育・保育において「生きる力」の基礎となる資質・能力を育み、学校教育で「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の確実な育成を図ります。

ICT（情報通信技術）を活用した教育を推進し、豊かな語学力、コミュニケーション能力を身につけた、グローバル人材の育成をめざします。

豊かな心の育成をとおして、人と人との支え合いを大切にしながら共に新たな時代を生き抜いていく子どもの育成に努めます。

教職員は子どもの実態に応じて、指導方法の工夫を図るとともに、指導力の向上に努めます。

子どもの姿や学びを共有することで、一人ひとりの発達に応じた支援や指導をめざします。

---

## 主な事業

### 就学前教育・保育の充実と小・中との連携

- ・ 全体的な計画※に沿い、子どもの主体性を育むための環境や体験活動を提供する。
- ・ 生涯にわたり心身ともに豊かな生活を送るために、食育・体力向上に取り組む。
- ・ 家庭と連携し、子ども一人ひとりの発達に応じた支援を行う。
- ・ 豊かな自然体験や特色ある地域交流・文化体験を提供する。
- ・ 核家族化、少子化など、子どもを取り巻く社会情勢の変化に対応した教育・保育が提供できるよう、園・所職員全体の指導力や資質向上のため、必要な研修を計画的に行う。
- ・ 小学校進学時に「幼稚園幼児指導要録」「保育所児童保育要録」「幼保連携型認定こども園園児指導要録」のほか、「個別の指導計画」等による情報共有を行う。
- ・ 特別な支援を必要とする子ども及び家庭の教育的ニーズを把握し、各園・所と小学校及び小学校と中学校との情報共有・連携を図る。

※全体的な計画：「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に従って編成された計画。

#### 目標指標

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
就学前教育・保育の質の向上 (食育・健康・特別支援等を含む)のための研修の実施	3回	6回

### 確かな学力の育成

- ・ 学習指導要領に基づく指導を実施しながら、学力向上推進委員会を中心に、全教育活動を通じて、児童生徒の基礎的・基本的な「知識及び技能」の一層の習得と「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の育成をめざした教育を実践する。
- ・ 反復、復習や個別指導をとおして基礎的な知識や技能の習得に取り組む。
- ・ 目当ての提示や振り返り学習、ユニバーサルデザインの手法を取り入れ、基礎的・基本的な知識・技能の習得に取り組む。
- ・ 基礎学力の向上のため、国語力の育成、読書の習慣化の推進、学習内容の確実な習得のための手立ての工夫等、指導の重点化を図る。
- ・ 全国学力学習状況調査や徳島県学力ステップアップテストにおける課題

分野等を把握・分析し、学習指導の改善・充実に生かす。

- ・自ら進んで行う家庭学習の習慣化等、家庭と学校との連携により、基本的な生活習慣・家庭学習の大切さの普及に取り組む。
- ・「主体的な学び」の創造に向け、自らの課題解決に対する探究的な活動である「課題発見・解決学習」等を推進することにより、教育活動の充実を図る。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
全国学力・学習状況調査における正答率の全国平均との比較	小学校、中学校ともに国語は同程度。算数、数学はやや下回っている。	小学校、中学校ともに国語と算数、数学で同程度以上。

【全国学力・学習状況調査】

### 主な事業

#### ICTの活用と情報教育の推進

- ・一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する。
- ・これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す。
- ・情報を主体的に収集、判断、活用できる能力と情報を取り扱う際のモラルを身につける情報教育を推進する。
- ・電子黒板・タブレット等の機器、デジタル教科書、情報通信ネットワーク等の適切な活用や、それらを駆使した教材開発や授業づくり等の推進を図る。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたりするなど、授業でICTを使って指導できると答えた教員の割合	73.3%	100%

【学校における教育の情報化の実態等に関する調査】

## 主な事業

### 外国語教育の推進

- ・ALT（外国語指導助手）を活用し、外国語に慣れ親しむ機会を拡大するとともに、自分を積極的に表現したり、相手を理解したりするコミュニケーション能力の基礎を養う。
- ・異文化や様々な習慣をもった人々との国際的な交流体験や実践を通じて、郷土や日本と外国の教育・文化・歴史に対する理解を深める教育を推進する。
- ・外国語教育に関する授業力を向上するため、外国語にかかわる小・中学校教員が一体となって、小・中9年間を通じた授業づくりを推進するとともに、授業改善のための評価についての研究を推進する。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
英語で自分自身の考えや気持ちを伝え合うことができると答えた児童生徒の割合	小学校：75.0% 中学校：70.4%	小学校：80% 中学校：75%

【全国学力・学習状況調査】

### 環境教育の推進

- ・児童生徒が自ら目標を立て、学校全体でごみの減量やリサイクル、省エネルギー等に継続的に取り組む「新 学校版環境 ISO」の取得を推進し、その実践を通じて体験的な環境学習を推進する。
- ・環境問題を身の回りのことから段階的にグローバルな視点で捉える等、児童生徒の発達段階や学校・地域のそれぞれの実態に合わせて環境教育に取り組む。
- ・各園・校において、地域・関係機関との連携や外部人材の積極的な活用を図る等、地域ぐるみで環境学習・環境保全活動に取り組む。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
「新 学校版環境 ISO」の取得をしている学校の割合	69.2%	100%

## 主な事業

### ■ 健やかな体の育成と体力づくりの推進

- ・食事・運動・休養の「健康三原則」に則った正しい生活習慣に基づく健康づくりを推進するため、家庭とも連携し子どもの基本的な生活習慣の確立に向けた取組を進める。
- ・小・中学校9年間をとおした保健調査票を活用し、小・中学校が連携して児童生徒の健康管理にあたる。
- ・各校が策定する「食育全体計画」に基づき家庭や地域と連携した食育の推進を図る。
- ・飲酒・喫煙・薬物乱用に関する正しい理解と望ましい行動選択ができる児童生徒の育成をめざし、薬物乱用防止教室を開催する。
- ・体育の授業時数の確保と指導内容の体系化を図り、生涯にわたって運動に親しむ資質能力を培う。

### 目標指標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
全国体力テストの平均点	小学校 男子：51.0点 女子：55.3点 中学校 男子：40.6点 女子：48.4点	小学校、中学校ともに現状値より2点以上の向上

【全国体力・運動能力、運動習慣調査】

### ■ 教職員の資質向上

- ・これからの時代の教育に対応できるよう、資質向上のための教職員研修を実施する。その際、先進校への視察、講師を招いての研修、外部研修への参加など各校の実態に即した方法を取りつつ、市内の小・中学校に在職する教職員で組織する小松島市教育会での研究授業や研究討議会を実施するなど、校内外様々な資質向上の機会確保に努める。
- ・日常的に学び合う校内研修の充実を図るとともに、教職員が自ら課題を持って自律的、主体的に取り組める研修を実施する。
- ・社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成するため、キャリアステージに応じた指導体制の構築に努めるとともに、人事評価制度を活用し教職員一人ひとりの能力や業績の適切な評価を行うことにより教職員の意欲向上に努める。

- ・県の「とくしまの学校における働き方改革プラン」を踏まえ、市の実態に応じた働き方改革に取り組み、同時に教職員のメンタルヘルス対策の充実を図る。また、部活動の見直し、事務作業の効率化等、さらなる業務量の削減に向けた取組を進める。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
授業研究など、校内研修を 24回(月2回)以上実施して いる学校数	小学校：7校 中学校：0校	小学校：11校 中学校：2校 (100%)

## ●【1】-2 基本方針「安心・安全に学べる環境の整備」

### 現状と課題

学校は学びの場であり、子どもたちが日中過ごす場であることから、安心・安全・快適な学校施設は最も重要な事項です。本市の学校施設の多くが築40年以上経過し、全校において耐震改修工事を行っているものの、コンクリートの劣化等、老朽化は深刻な状況となっています。また、時代とともに学習内容や学習形態も変化していることから、子どもたちにとって安心で安全な施設であることはもとより、これからの教育に即したより良い教育環境の実現に向け、計画的に整備を進めていく必要があります。

子どもたちが安心・安全に学ぶためには、保護者や地域の人と教職員が協力して学校教育にかかわることが重要です。保護者や地域の方は、校外における生活指導や、地域における教育環境を確保する役割を担っています。また、各教科や総合的な学習の時間、クラブ活動等で、ゲスト・ティーチャーとして学校教育の支援をしたり、行事等を介して、相互に交流を図ったりしています。さらに、令和4年度には本市のすべての小・中学校において、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を実施し、地域住民と協働した学校運営を進めていきます。

南海トラフ地震に備えた防災教育、防犯に対する教育、交通事故防止のための安全教育は重要な課題です。本市においても、各校が危機管理マニュアルを作成し、それに則った危機管理体制を取るとともに、各校において火災や自然災害を想定した避難訓練を実施しています。また通学路については毎年、合同点検を行い、安全の確保に努めています。

今後も、最新の動向を注視し、常に現状に合ったものか確認しながら、見直すことも含め体制を維持していくことが必要です。

### 方向性

学校再編と校舎の改修を計画的に進めることで適正な学習環境づくりを推進します。

PTA活動の活性化やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用することで学校・家庭・地域がそれぞれの役割を補完し、連携を強化していきます。

防災教育や避難訓練等をとおして安全に生活していくための知識や態度、能力を育てるとともに、通学路については関係機関と連携して安全確保、整備に取り組みます。

## 主な事業

### 学校再編や校舎改修による教育環境の改善

- ・学校再編については「小松島市立学校再編実施計画」に基づき、保護者や地域との合意形成を得ながら進めていく。
- ・既存の学校施設については安心・安全に利用できるよう適切な維持管理に努め、長寿命化を図るために必要な対策を講じる。
- ・児童生徒の安心・安全な学校生活や良好な学習環境を確保するため、学校との連携を密にし、緊急性・必要性の高い修繕等については迅速に対応する。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
トイレ洋式化率(校舎)	小学校：35.3% 中学校：56.5%	小学校：71.0% 中学校：100.0%

### 保護者や地域の人との連携強化

- ・相談体制の充実や地域ぐるみのかかわりをとおして、家庭の教育力向上や子育て支援に取り組み、家庭と学校との連携強化に努める。
- ・家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たし、連携しながら、保護者や地域の人々が積極的に学校にかかわっていく気運の醸成に努める。
- ・保護者や地域の人々の活動への参加促進のための啓発活動を充実させる。
- ・美化活動や体育的・文化的活動等、保護者や地域の人と児童生徒、教職員が協働できる活動を計画・実施する。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
保護者や地域の人々が学校の美化、学習・部活動支援、学校行事の運営などの活動に参加していると答えた学校数	小学校：10校 中学校：1校	小学校：11校 中学校：2校 (100%)

【全国学力・学習状況調査】



## 主な事業

### ■ コミュニティ・スクールを生かした学校運営体制の充実

- ・令和4年度までにすべての小・中学校でコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を実施する。
- ・コミュニティ・スクールをとおして学校と保護者や地域住民などが協働して学校運営に取り組み、地域と一体となった特色ある学校づくりを進める。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を実施している学校数	小学校：3校 中学校：1校	小学校：11校 中学校：2校 (100%)

### ■ 防災教育の充実

- ・各校において、学校安全計画及び危機管理マニュアルを見直すとともに、災害の種類に応じた実践的な避難訓練を定期的実施する。
- ・避難所設営や学校再開等の研修を実施し、教職員の防災意識・危機管理能力の向上を図る。
- ・地域自主防災会や行政と連携を図り、PTAや自治会等も参加可能な避難訓練を実施する。
- ・避難所となっている学校に防災用品、備蓄食料を配置する。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
年間2回以上火災・地震についての避難訓練を実施している学校の数（小・中学校）	10校	13校 (100%)

【学校安全実施報告書】

## 主な事業

### ■ 通学路の安全確保

- ・登下校時にスクールガードによる見守り活動等を実施するとともに、家庭や地域の関係機関・団体と連携し地域社会全体で児童生徒の安全を確保する体制の整備を進める。
- ・小松島市通学路安全プログラムに沿った危険箇所の点検及び対策協議を道路管理者・警察・防犯関係機関等と行い、通学路の交通面と防犯面の両面における安全確保を図る。
- ・校区内の危険箇所を把握するため、児童生徒、保護者から広く意見を取り入れる仕組みづくりを進める。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
小松島市通学路安全推進協議会で合同点検後、安全対策を実施した割合	63.6%	68.6%

## ●【1】-3 基本方針「可能性や個性を伸ばす教育の推進」

### 現状と課題

特別支援教育では、「連携ファイル-絆-」の活用や、特別支援教育支援員の確保に努めています。今後も、支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばすことができるよう、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められます。

本市では、小学校入学から中学校卒業までの個々の成長を記録するキャリア・パスポートを配布し、活用しています。今後も発達段階に応じたキャリア教育を推進することが求められます。

2019年度のいじめの認知件数は過去最多となり、小学校で増加傾向が続いています。すべての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、「小松島市いじめ防止基本方針」に基づいた、いじめの未然防止及び早期発見への取組を推進する必要があります。

子どもを取り巻く環境が多様化する中、適応指導教室、家庭相談員を配置するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、青少年健全育成センター、児童相談所等と連携を図り、それぞれの環境に応じて個別に対応するなど、環境改善を図っています。引き続き、不登校になっている児童生徒やその保護者に対する心のケアの充実を図っていきます。

「特別の教科 道徳」では問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れることで、子どもたち一人ひとりが自分自身の問題として捉え向き合うような授業の質の転換が求められています。

部活動については、少子化によってこれまでと同様の体制維持が困難になりつつあることや生徒及び指導者への負担などの課題が見られます。部活動の方針に基づき、最適に実施されることが重要です。

### 方向性

特別な支援を必要とする子どもについては、関係機関と連携しながら相談体制の充実に努め、きめ細かい対応ができる体制の強化を図ります。

「学びたい」「働きたい」という意欲を高めるとともに、自分の生き方を実現することができる力を身につけるよう、体験活動を充実させるなどしながら発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

いじめの未然防止、重大事態への発展阻止に向けて、「小松島市いじめ防止基本方針」に基づいて、組織的な取組を進めます。

不登校の児童生徒への支援については、適応指導教室「はなみずき」における指導、家庭への支援、児童生徒の居場所づくり等児童生徒の実情に応じた適切な支援を進めます。

道徳的価値について、多面的・多角的に考えられるよう、発達段階を踏まえた創意工夫を生かした授業づくりを進めます。

「小松島市立中学校における部活動の方針」の周知徹底を図り、外部人材の活用や適切な部活動の運営によって生徒の健全な成長を図ります。

## 主な事業

### 特別支援教育の充実

- ・ 県と連携して、障がいの種類に対応した特別支援学級の設置を進める。
- ・ 特別支援コーディネーターを中心に特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりに「個別の指導計画」を作成し、個に応じた適切な指導と支援を行う。
- ・ 「個別の教育支援計画」を本人・保護者参画のもと作成し、目標や指導、支援内容を学校と家庭で共有し、関係機関とも連携しながら指導・支援に取り組む。
- ・ 小松島市特別支援連携協議会と連携し、就学前から学齢期終了まで継続して使用する「連携ファイルー絆ー」を作成し、教育・保健・医療・福祉・労働等の関係機関による継続的な支援に努める。
- ・ 地域の拠点となっている特別支援学校や、特別支援巡回相談員と連携し、特別支援教育支援員・特別支援教育支援ボランティアなどを支援する体制の充実を図る。
- ・ 県内の特別支援学級における活動成果を活用し、特別な支援を必要とする子どもたちへの特別支援教育の充実に努めるとともに、保護者の意見を尊重した適切な就学指導に努める。
- ・ 交流及び共同学習を積極的に進めることによって、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが共に学ぶインクルーシブ教育の推進を図る。
- ・ PTA の家庭教育学級等で研修の機会を設定して、地域住民や保護者に対する特別支援教育の啓発に取り組む。

### 目標指標

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
市が配置する特別支援教育支援員の人数	9名	13名

### キャリア教育の充実

- ・ 小・中学校での職場見学や農漁業体験等を通じて、働くことの意義を学び、地域への理解を深める体験活動の充実を図る。
- ・ 各校において全体計画を作成し、組織的・系統的なキャリア教育に取り組む。
- ・ 児童生徒が自己の生き方や進路の実現に向けて、学んだことを振り返り、生涯にわたって学び続ける意欲を維持する基盤を構築できるよう、キャ

- リア・パスポートの活用を推進する。
- ・中学校の生徒が将来の進路を主体的に選択できるよう、職業教育の充実とときめ細かい進路指導を引き続き行う。
- ・地域人材を活用し、子どもたちが、学ぶことの意義や学んだことが自分の人生にどのように生かされるのかを考えることができる授業づくりを進める。
- ・仲間を尊重しながら、集団の一員としての役割を考え取り組む態度や、様々な人々と協力・共同して物事に取り組む態度を養う。

### 目標指標

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
将来の夢や目標をもっている と答えた児童生徒の割合	小学校：84.3% 中学校：75.2%	小学校：90% 中学校：80%

【全国学力・学習状況調査】

## 主な事業

### いじめ・不登校対策の推進

- ・「小松島市いじめ防止基本方針」に基づき、すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止と早期発見、早期対応に取り組む。
- ・いじめを生まない環境を醸成するとともに、学校生活についてのアンケートを実施し、児童生徒の学校での心理状態の把握や、いじめの早期発見に向けた情報共有を図る。
- ・学校の教育活動全体を通じて、いじめ防止の取組を進める。「特別の教科 道徳」でのいじめを扱った授業や、その他の教科も含めたすべての授業においていじめ防止の取組を進める。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、青少年健全育成センター、徳島県中央こども女性相談センター、家庭相談員、適応指導教室等、校内外の機関等が連携し、児童生徒と保護者に対する教育相談体制を構築し、支援する。
- ・児童生徒の自己有用感を育てながら、互いを尊重し合う中で、共に精神的な充実感を得られる「心の居場所」としての学校づくりをめざす。
- ・不登校になっている児童生徒に対する学びの場を確保するとともに、人間関係の回復や社会的自立を促し学校や社会生活への復帰を支援する場である適応指導教室「はなみずき」については、通いやすい教室となるよう運営方法等の見直しを行いつつ、専門職員による指導・相談を行う。

## 目標指標

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと答えた児童生徒の割合	小学校：89.6% 中学校：87.4%	小・中学校 共に100%

【全国学力・学習状況調査】

## 主な事業

### ■ 道徳・いのちの教育の推進

- ・道徳教育推進教師を中心に、学校全体で計画的、協働的な道徳科の指導体制の構築を推進し、児童生徒が多面的・多角的に考え自己の生き方についての考えを深めるための学習ができる授業づくりを進める。
- ・道徳の時間と他の教育活動や日常生活が結びついた道徳教育を行い、一人ひとりの道徳的諸価値の理解を基に、道徳的実践力が高まるように留意した指導を行う。
- ・家庭・地域との連携を深めることによって道徳教育の充実を図る。
- ・自然とのふれあいや様々な人々との交流を体験することによって、いのちを尊重する態度と自他を尊重する態度の育成を図るとともに地域社会の一員としての意識を育て、心の<sup>きずな</sup>絆や人間関係を広げる感性を育む教育を推進する。

## 目標指標

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいると答えた児童生徒の割合	小学校：78.8% 中学校：81.5%	小学校：80% 中学校：85%

【全国学力・学習状況調査】

## 主な事業

### ■ 個に応じた指導の充実

- ・児童生徒一人ひとりが自分のよさを生かし、豊かな自己実現を図ることができるように、学習指導において、能力や適正、興味・関心等に応じた指導を進める。
- ・指導体制や学習形態、指導方法、学習評価の工夫などに努め、児童生徒が教科等の学習内容を確実に身につけることができるようにする。
- ・一人一台のタブレット端末や高速大容量の通信ネットワーク、デジタル教科書などのコンテンツを用いて、一人ひとりの理解状況や能力・適正に合わせた個別最適な学びを実現し、すべての子どもたちが安心して学べる機会につなげる。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
授業が自分にあった教え方、 教材、学習時間になっている と答えた児童生徒の割合	小学校：82.7% 中学校：81.8%	小学校：88% 中学校：87%

【全国学力・学習状況調査】

### ■ 中学校の部活動の活性化

- ・教員の働き方改革の推進と部活動の質的向上を図るために、補助金を活用しながら各市立中学校に部活動指導員や部活動支援員の配置を進め、部活動への支援を行う。
- ・地域のスポーツ指導者、文化芸術活動の指導者と学校との連携を進める。
- ・コミュニティ・スクールや運動部活動指導者人材バンク、文化教育人材バンク等の活用をとおして、地域人材の協力による部活動の活性化を図る。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
部活動指導員、部活動支援員 の配置人数	合計6名	合計10名

## 未来につながる学びをつくる

### ●【2】-1 基本方針「学び続けられる機会の充実」

#### 現状と課題

文化・芸術は、人々の創造力や表現力を高め、豊かな人間性を育み、人々が暮らすまちに豊かさと連帯を生み出します。

本市では、住民の自主的な文化・芸術活動の活性化を図るため、市民講座の開設や文化団体の支援に加え、活動の場の提供を行っています。毎年実施している芸術祭は、多くの方が参加する文化・芸術に関する行事として目標となっており、市民が文化・芸術にふれる鑑賞の場にもなっています。今後も、個性あふれる文化の創造に向け、文化・芸術活動を推進する団体・個人に対する支援、文化・芸術にかかわる講座・教育のより一層の充実が求められます。

生涯にわたって学び続ける生涯学習社会の中で、市民が、地域社会の中で豊かな人生を送るため、様々な学びや体験、共に学び合い交流する機会の充実が求められます。特に知の拠点となる図書館については市民の知的好奇心や探究心を高めるため、機能の充実を図ることが必要です。

また、あらゆる世代の人々が「いつでも」「どこでも」学習できるように、公民館をはじめとする社会教育施設の機能充実を図ることで、学習の成果が地域社会への貢献と地域の活性化につながる生涯学習社会の構築をめざします。

#### 方向性

市民対象の各文化講座や高齢者教室等について、参加者のニーズに沿った活用を行い、さらなる文化・芸術の振興に努めます。

情報拠点としての図書館の機能やサービスの充実に取り組み、図書館利用の促進を図ります。また、身近な生涯学習施設である公民館の機能充実と社会教育団体の指導者の養成に努め、地域における活動の活性化と生涯学習の拡充を支援します。



## 主な事業

### 文化・芸術活動の推進

- ・学校の教科や総合的な学習の時間、特別活動において、文化協会加盟団体からの講師派遣など、児童生徒が主体的に文化・芸術活動に取り組める機会の確保を推進する。
- ・中央会館で開設されている各講座を充実させ、学校や各公民館と情報共有し、出張講座等をとおして文化・芸術振興に努める。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
文化協会講師派遣者数	0人	5人

### 図書館機能の見直しと充実

- ・図書及び図書館サービス（貸し出しサービス、レファレンスサービス、電子書籍等）の充実を図り、市民の図書館利用の推進に努める。
- ・職員の自己研修を進め、読書相談の対応と、図書館独自の特色ある企画や子どもの読書活動の推進に関するイベントの展開に努める。
- ・図書館の機能を有効に活用し、総合的な学習の時間等の一層の充実を図るため、小・中学校とのさらなる連携を推進する。
- ・県内外の図書館、博物館、美術館、生涯学習機関とのネットワークの整備を図る。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
年間貸出冊数	86,632冊	100,000冊

## 主な事業

### 公民館活動の機能充実

- ・耐震化や改修により、安心・安全に公民館を利用できるよう、整備を進める。
- ・住民のニーズや地域の実情に応じた講座・教室の提供とサークル活動の支援など機能の充実を図る。
- ・地域コミュニティにおける拠点として地域の課題解決に向けた取組を進めることができるよう、地域住民の意向を取り入れた公民館運営に努める。
- ・公民館報やホームページを活用して、公民館活動に関する情報の提供に努める。
- ・関係機関及び地域住民との連携を深め、各公民館における防災体制の強化を図る。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
公民館年間延べ利用者数	20,209人	50,000人

### 生涯学習プログラムの充実

- ・一人ひとりの生きがいづくりや地域に貢献できる人づくりを進めるため、市民ニーズを反映した誰もが参加しやすい生涯学習講座の実施等、学び続ける機会の提供に努める。
- ・生涯学習の推進に向けて、様々な分野を所管する関係各課と連携しながら、横断的に取り組む。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
生涯学習関連講座参加者数	998人	2,300人

## ●【2】-2 基本方針「いきいきと運動ができる環境の整備」

### 現状と課題

子どもたちの体力向上や高齢者等の健康寿命の延伸、またすべての世代において充実した社会生活を営む上で、スポーツやレクリエーション活動が果たす役割は年々大きくなっています。そのため、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、年齢や性別・障がいの有無を問わず、スポーツやレクリエーション活動に取り組めるよう環境づくりの推進に努めています。

今後も総合型地域スポーツクラブや体育協会等と連携し、誰もが気軽に参加できる健康・体力づくりに関するスポーツイベントの開催や充実したスポーツ情報の提供をめざします。

体育施設については、計画的に施設整備を進め、スポーツができる環境を整えていく必要があります。また、スポーツを支える指導者の育成も喫緊の課題です。

### 方向性

市民がスポーツに親しみ、楽しむことのできるように、スポーツやレクリエーション活動、各種スポーツ大会等の充実を図ります。また、スポーツに関する幅広い情報提供を行い、スポーツの普及に努めるとともに、スポーツを身近に感じてもらえるような環境づくりを推進します。

スポーツ施設において計画的に設備を更新し、機能を維持して安全で円滑な運営を行いスポーツの普及発展に努めます。

ライフスタイルの変化による各種スポーツの競技人口が減少していく中、指導者の育成と活用により競技力向上を図ります。

## 主な事業

### 運動・スポーツの普及と活動の強化

- ・ 体育協会等と連携して誰もが気軽に参加できる各種スポーツ大会を開催する。
- ・ 生涯にわたる運動・スポーツの普及と定着のため、各種スポーツ教室を開設する。さらにスポーツをすることによって健康寿命の延伸に努める。
- ・ 子どもから高齢者まで様々な年代が参加する総合型地域スポーツクラブの運営を支援する。
- ・ 各種スポーツ団体・クラブの自主的な活動を支援し、また、地域での市民の自主的なウォーキングやランニング等を推奨することでスポーツに必要な基礎体力の向上を図り運動のきっかけとなるよう働きかける。
- ・ 競技スポーツの成果を発表する場として、市民の各種競技大会への出場を支援する。
- ・ ホームページや広報等でスポーツイベントやスポーツ団体に関する情報発信を行い、スポーツに親しんでもらえるよう努める。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
小松島市スポーツ 専用サイト閲覧者数	延べ 1,400名	延べ 2,400名

### スポーツ施設の整備と充実

- ・ スポーツ施設の施設管理を行うほか、施設の改善・機能強化を図ることで、市民の利用を促進する。
- ・ 学校体育施設が、地域スポーツの活動の場として有効活用できるよう、施設の整備に努める。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
市立体育館利用件数	1,885件	2,200件
立江・坂野体育館利用件数	913件	1,000件

## 主な事業

### ■ スポーツ指導者の育成と活用

- ・スポーツ推進委員が研修会に積極的に参加し、研修会で習得したことを活用することで競技力の向上や普及を図る。
- ・スポーツ少年団の指導者を育成することで、初めてスポーツにチャレンジする小学生等に対して正しい知識と技術の向上に努める。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
スポーツ少年団指導者 新規受講者数	1名	8名

※過去5年間の新規受講者平均は7.2名

## ●【2】-3 基本方針「小松島への誇りと郷土愛の育成」

---

### 現状と課題

本市には国指定史跡をはじめ、県指定、市指定の文化財が数多くあり、基礎調査や保護を行っています。

今後も、貴重な文化財等の調査・保護を図り、地域に根ざした伝統文化の継承・普及を進めていきます。また、児童生徒が、地域の伝統芸能に親しみ、伝統文化の素晴らしさにふれる機会を増やすとともに、伝統芸能を地域で保存・継承する担い手を育成することが求められています。学校・社会教育施設・地域住民が連携し、文化財や伝統芸能を生かしてまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、郷土について学ぶことで、いのちを大切にする心や他人を思いやる心、郷土の伝統や文化を大切にする心などの育成に取り組むことが求められています。

---

### 方向性

平成30年に改正された文化財保護法では、文化財をまちづくりや地域振興に生かしつつ、地域総がかりで継承に取り組み、社会全体で支える仕組みが必要とされています。これに対応するため、令和2年度に改訂した「小松島の文化財」を活用しながら、文化財や伝統芸能を保護・保存し後世へ伝えるよう取り組みます。また、文化資源を活用した事業の実施など、市民が文化・芸術にふれられる機会の充実を図ります。

市民一人ひとりが郷土への誇りをもち、郷土を愛する心を醸成するため、地域資源を生かした多様な体験・交流活動や児童生徒が学ぶ機会を創出します。

---

## 主な事業

### 文化財の保護と活用

- ・「日峯大神子広域公園（協谷地区）」の整備を進める上で、周知の埋蔵文化財包蔵地である「小松島市営グラウンド遺跡」の調査を進める。
- ・調査報告会や生涯学習センター2階の資料展示室に出土品等を展示し、保護意識の向上を図る。
- ・指定文化財について、保存・継承していく。
- ・現存する文化財の保存状態を把握し、適切な管理を行う。
- ・文化財を将来に確実に引き継ぐため、防火訓練等の防災活動や文化財の管理、所有者への啓発を行う。
- ・市民の誇りである郷土の文化財を保護し、広報、周知する。
- ・文化財に関する展示や講演を実施し、より多くの市民の目にふれるよう努める。また、本市文化財・伝統文化等に関心のある市民が地域の支援者として活躍できるようサポートを行う。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
公共工事および民間開発に伴う工事立会、試掘件数	11箇所	15箇所

### 伝統芸能の保存と継承

- ・市内各地域に現存する伝統芸能(踊り等)について、後世に残すべきものを記録し、保存と継承に努める。
- ・伝統芸能を継承する後継者育成のために支援を行う。
- ・郷土や地域の伝統や文化への理解を深め、伝統文化の保存・継承と市民の郷土愛の醸成を図る。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
文化庁等補助支援数	2件	4件

## 主な事業

### 郷土に誇りをもつ教育の推進

- ・ 体験的活動や地域教材を取り入れた授業、郷土出身者をゲストティーチャーとして招く授業などの実践をとおして、ふるさを身近に感じ、誇りに思う子どもを育てる。
- ・ ふるさとのために自分たちができることを考え、地域に貢献できる子どもを育てる。

### 目標指標

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
今住んでいる地域の行事に参加していると答えた児童・生徒の割合	小学校：47.3% 中学校：30.3%	小学校：55% 中学校：35%

【全国学力・学習状況調査】



## 未来を創造する社会をつくる

### ●【3】-1 基本方針「地域社会と共に活動する機会の充実」

#### 現状と課題

これまで市民の交流の機会は、自治会、町内会等が主な担い手でしたが、近年高齢化の急速な進展による組織の担い手不足から、これまでのような機能を果たすことが困難な状況にあります。また、隣近所とのつきあいを望まない人たちが増加していることなどから、地域住民が、地域活動を通じてお互いに交流したり、主体的に活動したりする機会が少なくなっています。そのため地域ボランティア活動や住民による交流活動といった住民が共に活動する機会の充実が求められています。

学校だけではなく、地域学校協働活動による取組を進め、家庭や地域住民、企業・事業所、NPOなどと、教育の意義や方向性を共有し、連携・協働した取組を推進していきます。引き続き、教育をめぐる様々な局面での住民と学校の連携に対して、積極的に支援していきます。

現在、放課後子ども教室を3つの小学校で実施していますが、今後、地域と協力することで、さらなる拡充が期待できます。

#### 方向性

地域住民のつながりや支え合いによる地域コミュニティの形成や、学校、家庭、地域、関係機関等との連携を支援することにより、子どもにかかわり、育ちを応援する地域づくりを進めます。ボランティア活動などを通じた社会貢献やコミュニティづくりへの意識を高め、新たな社会参画が進展するようにします。また、誰もが安心して学ぶことができ、その取組が人づくり・地域づくりに生かせるように環境づくりを進め、市民の学びを支援して地域の教育力の向上をめざします。

## 主な事業

### 地域における体験・交流活動の推進

- ・幅広い経験や優れた知識・技術をもつ方々の積極的な社会参加のために、住民によるボランティア活動や交流活動の一層の推進を図る。
- ・家庭、学校、地域等が連携し、役割分担しながら地域における多様な学習や体験活動の機会の充実に取り組む。
- ・生涯学習施設等における学習の成果を活用した、地域において必要とされているボランティア活動等地域に根付いた活動を促進する。

#### 目標指標

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
ボランティアまつぼっくり登録者数	80人	100人

※ボランティアまつぼっくり:中高生で構成するボランティアグループ

### 地域と学校との連携による教育の充実

- ・幅広い地域住民や地域の多様な団体等の参画を通じた地域学校協働活動の推進を図る。
- ・地域において、学校と連携・協働してより多くの地域住民等が子どもたちの成長を支える活動を推進する。
- ・地域学校協働活動が円滑かつ効果的に実施できるよう、地域住民等と学校との連携協力体制を整備する。

#### 目標指標

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
地域学校協働本部設置数	1校	2校

## 主な事業

### 放課後子ども教室の充実

- ・国の「新・放課後子ども総合プラン」との整合を図り、市内3校で放課後子ども教室を実施しているが、地域住民の指導のもと、異学年児童との交流を交えながら、スポーツ活動、創作活動、文化体験活動等を積極的に実施し、参加児童の好奇心、探求心、向上心を育み、協調性や社会性の向上を図る。
- ・子どもたちが地域の大人や自然とふれあう等、今後も地域の中で子どもたちが自主的に学習・体験をする場を提供する。
- ・放課後の安心・安全な子どもの居場所となる放課後子ども教室において地域の大人との交流活動を支援し、子どもの健全な育成を図る。

### 目標指標

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
放課後子ども教室実施箇所数	3箇所	7箇所

## ●【3】-2 基本方針「人権教育・啓発活動の推進」

### 現状と課題

社会の変化や多様化が進む中で、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、不登校になっている児童生徒数やいじめ件数の増加が見られます。

このような現状に対して、学校教育においては、すべての教育活動を通じて人権教育を推進しています。この学習が知的理解にとどまらず、態度化・行動化につながることを求められています。そのためにも、人権問題を自分の問題として捉えるとともに、参加・協力・体験的な学習を重視する中で子どもたちの豊かな人権感覚を養うことが大切です。

また、社会教育においては、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、学校教育と連携を図りつつ、それぞれのライフステージに応じた多様な学習活動・研修会等を実施しています。引き続き、同和問題をはじめとする様々な人権問題についての理解と、人権尊重の精神の涵養<sup>かんよう</sup>を図る取組が求められています。さらに、地域社会において、人権教育の推進や課題解決に取り組み、地域住民や関係団体等の効果的な連携・ネットワークを構築できる人材の育成も大きな課題です。

すべての市民が自分らしく生き、個性と能力を十分に発揮できるよう、市民全体で人権教育や啓発活動を進めることが重要です。

### 方向性

学校における教育活動を人権尊重の精神で満たされたものとし、あらゆる学習活動を通じて子どもたちの人権感覚を養うとともに、教職員も子どもとともに学ぶ姿勢をもって日々の教育に取り組めます。また、学校・家庭・地域の連携を重視しながら、いかなる差別や人権侵害も許さない態度を養うとともに、人権を大切に<sup>大切に</sup>する意識・意欲・態度の育成をめざします。

「小松島市人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨を踏まえ、人権尊重の精神の全体的な浸透を図ります。また、人権が尊重される社会を実現するため、人権教育振興協議会等の活動を推進し、各関係団体のさらなる連携強化を図ります。

## 主な事業

### 学校等や家庭教育における人権教育の推進

- ・園児・児童生徒、保護者の実態や学校等・地域の実情を踏まえ、「徳島県人権教育推進方針」や「小松島市人権教育・啓発に関する基本計画」に沿って、系統的・発展的な人権教育を各校等の教育活動全体を通じて推進する。
- ・人権問題の解決に向けた実践力を養うために、交流学习や地域教材を生かしたフィールドワーク、ワークショップなどの体験的参加型学習や、社会人講師、地域の人材などを活用した学習を積極的に取り入れる。
- ・すべての教職員が人権尊重の理念について認識を深め、人権感覚を磨き、授業については、「“あわ”人権学習ハンドブック」等を活用し、児童生徒の発達段階に応じた人権教育の指導内容や指導方法の研究と実践を進める。
- ・小松島市人権教育研究大会において、就学前から高等学校までの全教職員が成果・課題を共有し、さらに連携を深め、人権意識の高揚に努める。
- ・家庭教育にかかわるすべての人が、主体的・意欲的に人権について学習し、行動する力を身につけることができるように家庭を取り巻く地域と連携し、一体となった人権教育を推進する。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
家庭教育部会の事業・研修会への参加人数	3,408人	6,000人

### 社会教育における人権教育の推進

- ・各公民館及び関係団体においては、人権に関する多様な学習機会を提供するとともに、地区別懇談会や交流学习の実施などを推進する。
- ・人権問題の解決に向けて、研修を進めていくためのリーダーの確保と養成に努める。
- ・研修に参加する方々の興味や関心を重視し、人権問題を自分のこととして学べる研修や意欲を高める効果的な研修を実施する。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
社会教育部会の事業・研修会への参加人数	375人	1,000人

## 主な事業

### 企業職域における人権教育の推進

- ・各企業がCSR（注1）やSDGs（注2）を取り入れ、人権意識の高揚を図るための取組や研修を実施する。
- ・採用時や採用後の業務を遂行する中で、コンプライアンスの強化と様々なハラスメントの防止に向けた人権教育・啓発を推進する。

（注1）CSR(Corporate Social Responsibility)とは、企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業のあり方。

（注2）SDGs(Sustainable Development Goals)とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
企業職域部会の事業・研修会への参加人数	1,905人	2,500人

### 市民全体で取り組む人権教育・啓発の推進

- ・同和教育で培ってきた手法と成果を人権教育に再構築し、同和問題を人権問題の重要な柱のひとつとして捉え、あらゆる人権侵害を許さない雰囲気づくりや人権意識の高揚に努める。
- ・小松島市人権教育振興協議会の活動を中核として、市民が主体となる人権教育・啓発を推進する。
- ・市民一人ひとりが啓発推進者となるように、研修の機会や学習の場を充実させ、人権教育・啓発を推進する。
- ・人権文化構築のための発信地としての、「人権のまちづくり子ども会」や「識字学級」、「進路保障協議会」などの活動と連携し、人権教育・啓発を推進する。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
人権教育振興協議会主催の事業・研修会への参加人数	274人	1,200人

### ●【3】-3 基本方針「安心・安全な地域づくりの推進」

#### 現状と課題

近年、自然災害、交通事故、犯罪による被害等、日常生活のあらゆる場面で事件や事故、災害が起きており、多くの危険が児童生徒を取り巻いている現状にあります。そのため、南海トラフ地震に備えた防災教育や、登下校中の不審者対策や防犯に対する教育は重要な課題です。

しかしながら、このように多岐にわたる課題を学校だけで解決を図ることは難しい状況にあります。そこで、地域と連携しながら、課題解決に向けた取組をする必要があり、学校・家庭・地域及び関係機関が一体となって施策を推進し、市民の皆さまと共に取り組んでいくことが重要です。

地域と共にある学校づくりを進め、地域住民と学校が持続可能な取組を継続していくことにより、地域の活性化につなげていくことが求められています。

#### 方向性

防災については、学校と地域住民による訓練や災害対策の実施が進むよう、担当課と連携し、取組を行っていきます。家庭及び地域との連携を深め、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。

また、登下校中の不審者対策や不審者情報の収集と対応強化に関係機関と連携して取り組みます。

家庭や地域の教育力を高めるために、地域ぐるみで子どもを育てる取組を充実させていきます。

## 主な事業

### ■ 地域での防災力向上への取組

- ・ 自主防災組織等と学校が連携し、防災講演会や防災訓練などに地域住民が共に参加することで、住民の地域防災についての理解を深め、災害に備えることへの意識を高める。
- ・ 公民館や自主防災組織等が中心となり、地域住民による防災体制の整備、防災訓練、自治会独自のハザードマップの作成、防災先進地視察等、各地域の実情やニーズに応じた取組を行う。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
公民館の防災訓練実施回数	4回	11回

### ■ 犯罪・非行防止への取組

- ・ 子どもたちの安全を守るため、より一層の地域や関係機関と協力した活動に取り組む。
- ・ 警察や関係機関と連携した不審者情報の速やかな連絡体制の整備とともに、園児・児童生徒を犯罪や事故から守る安全対策の充実を図る。
- ・ 非行防止意見発表や講演会等を実施し、地域ぐるみの健全育成運動を展開する。
- ・ 問題行動・非行防止に向けて、地域、関係団体・機関、学校、行政の連携強化に努め、引き続き、青少年の非行を早期に発見・指導する体制の充実を図る。

#### 目標指標

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
青少年健全育成センターによる市内巡回回数（上半期）	227回	240回



## 第5章 推進体制

### 1. 全市による施策の推進

小松島市教育委員会を中心に、行政内の関連部署と緊密に連携し、本計画の着実な推進を図ります。

国・県をはじめ、庁外を含む関係機関と積極的な連携を図り、最新の知見を生かし、より質の高い教育行政の推進に努めます。

### 2. 評価の実施・計画の見直し

毎年度、本計画の進捗状況、施策の効果・成果・課題を検証し、事業の充実や見直しについての協議を行い、本計画の効果的な進行に努めます。

計画期間が完了する令和8年度に5年間の総合的な評価と新たな課題を検証し、次期計画を策定します。

### 3. 学校・家庭・地域の協力と連携

学校、家庭、地域、関係する組織や団体がそれぞれの役割を果たしながら、相互の協力と連携によって施策・事業を推進します。

本計画の進捗状況、教育委員会の方針、学校の運営状況等、教育行政に関する情報を積極的に提供し、学校・家庭・地域との情報の共有化を図ります。

## 資料編

### (1) 小松島市教育振興計画策定審議会設置要綱

#### (設置)

第1条 教育長の諮問に応じ、小松島市教育振興計画（以下「教育振興計画」という。）の策定及びその実施に関する内容を調査、審議するため、小松島市教育振興計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (組織)

第2条 審議会は、委員17名以内をもって組織する。  
2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。  
(1) 学識経験を有する者  
(2) 関係団体を代表する者又は関係団体から推薦を受けた者  
(3) その他教育長が必要と認める者

#### (任期)

第3条 委員の任期は、答申までの期間とする。ただし、前条第2項第2号の委員がその職を失った場合は、任期中であっても委員の職を失うものとする。  
2 前項の規定により、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長1名及び副会長1名を置く。  
2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。  
3 会長は会務を総理し、審議회를代表する。  
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、その会議の議長となる。  
2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。  
3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。  
4 審議会には、必要に応じ会議に関係者の出席を求め、意見を聴することができる。

#### (検討部会)

第6条 教育振興計画の策定を計画的かつ円滑に推進するため、市の行政関係各課の管理職職員等をもって構成する検討部会（以下「部会」という。）を置く。  
2 部会は、部会長、副部会長、部員をもって組織する。  
3 部会長は、副教育長をもって充て、会務を総理し、部会を代表する。  
4 副部会長は、学校課長をもって充て、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。  
5 部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。  
6 部会長は、必要に応じ会議に部員以外の者の出席を求め、意見を聴することができる。

#### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附則

この要綱は、平成21年 7月 8日から施行する。  
この要綱は、平成28年 6月20日から施行する。  
この要綱は、令和 3年 9月16日から施行する。

## (2) 小松島市教育振興計画（第3期） 策定経過

日 時	内 容
令和3年 7月30日	総合教育会議 開催
令和3年 9月16日	第1回 策定審議会 開催（諮問）
令和3年 11月30日	第2回 策定審議会 開催（答申案について協議）
令和4年 1月25日	第3回 策定審議会 開催（答申案の決定・答申）
令和4年 1月25日	定例教育委員会 開催（振興計画の決定）
令和4年 2月	総合教育会議 開催
令和4年 2月	小松島市教育振興計画 第3期 策定

### (3) 小松島市教育振興計画（第3期） 策定審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

	氏名	所属	役職	備考
会長	藤井伊佐子	鳴門教育大学	特命教授	学識経験者
副会長	中川 隆彦	徳島大学	准教授	学識経験者
委員	稲田 米昭	小松島市体育協会	会長	スポーツ
委員	岡本 光弘	小松島市役所	政策監	行政
委員	梶川 佳奈	小松島市文化協会	会長	文化
委員	金西 章	小松島市公民館連絡協議会	会長	公民館
委員	株田 昌明	小松島市小・中学校PTA連合会	会長	保護者
委員	西照由美子	小松島市地区保育協議会	会長	保育所等
委員	坂口 和久	小松島市小学校長会	会長	小学校
委員	坂本 由希	小松島市幼稚園長会	会長	幼稚園
委員	櫻井あゆみ	徳島県中央こども女性相談センター	次長	福祉
委員	武中 勢一	小松島商工会議所	専務理事	商工会議所
委員	谷口 淳子	小松島市幼稚園保護者会	代表	幼稚園
委員	濱田 哲也	小松島市保育所後援会連合会	会長	保護者
委員	松島 敏雄	小松島市民生・児童委員連絡協議会	会長	福祉
委員	森本 茂資	小松島市中学校長会	会長	中学校

(16名)

## 小松島市教育振興計画（第3期）

- 発行 令和4年2月
- 編集・発行 小松島市教育委員会

教育政策課：電話(0885)32-3813 fax (0885)32-2126  
E-mail [kyouikuseisaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp](mailto:kyouikuseisaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp)

学校課：電話(0885)32-3811 fax (0885)33-3540  
E-mail [gakkou@city.komatsushima.i-tokushima.jp](mailto:gakkou@city.komatsushima.i-tokushima.jp)

生涯学習課：電話(0885)32-2700 fax (0885)33-1230  
E-mail [shougai@city.komatsushima.i-tokushima.jp](mailto:shougai@city.komatsushima.i-tokushima.jp)

